

介護保険施設等における ICT活用促進事業

利用者処遇業務の効率化に資するICT機器等の導入を支援し、質の高い介護サービスの提供を図ります！

補助対象事業所

- (1)定員30人以上の特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ（老人短期入所施設）
- (2)介護老人保健施設
- (3)認知症高齢者グループホーム

※補助申請年度の4月1日時点で都内において開設していること
 ※ 公立（指定管理施設含む）施設は補助対象外

導入イメージ

現場目線の業務効率化で介護職の負担軽減を！

併設サービスや協力医療機関との連携強化も図りたい！

単一システムの導入でなく、抜本的な業務改善がしたい！



入居者居室

居室内での見守り支援

・行動検知センサー等で居室の情報を各所にいる複数の介護スタッフへ同時に共有
 ・アラーム発生時の状況を分析し、蓄積データ活用

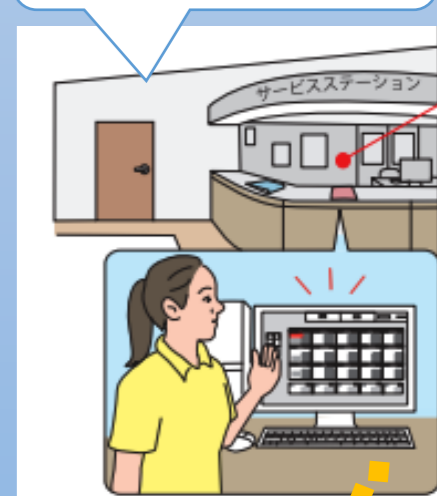


スタッフステーション

各居室の情報を一元管理

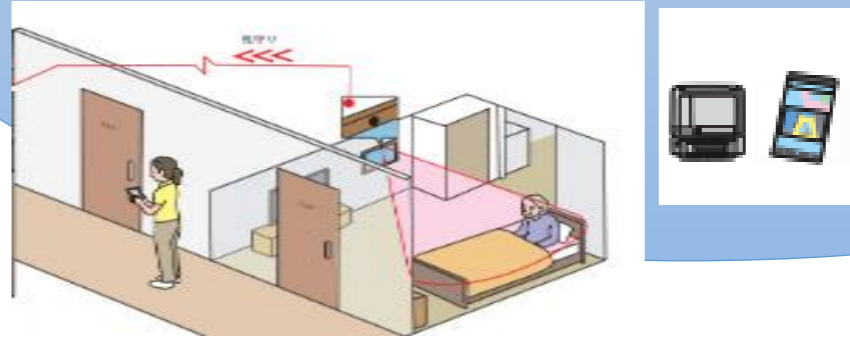
・請求管理、介護記録、見守り等の業務システム統合
 ・通知対応履歴、介護記録、映像の確認

通信環境整備／介護支援機器の導入



介護スタッフ

- ・バイタル機器等からの情報を確認し見守る
- ・介護記録、申し送り等の効率化



※イラストは厚生労働省「介護ロボット重点分野別講師養成テキスト」より抜粋

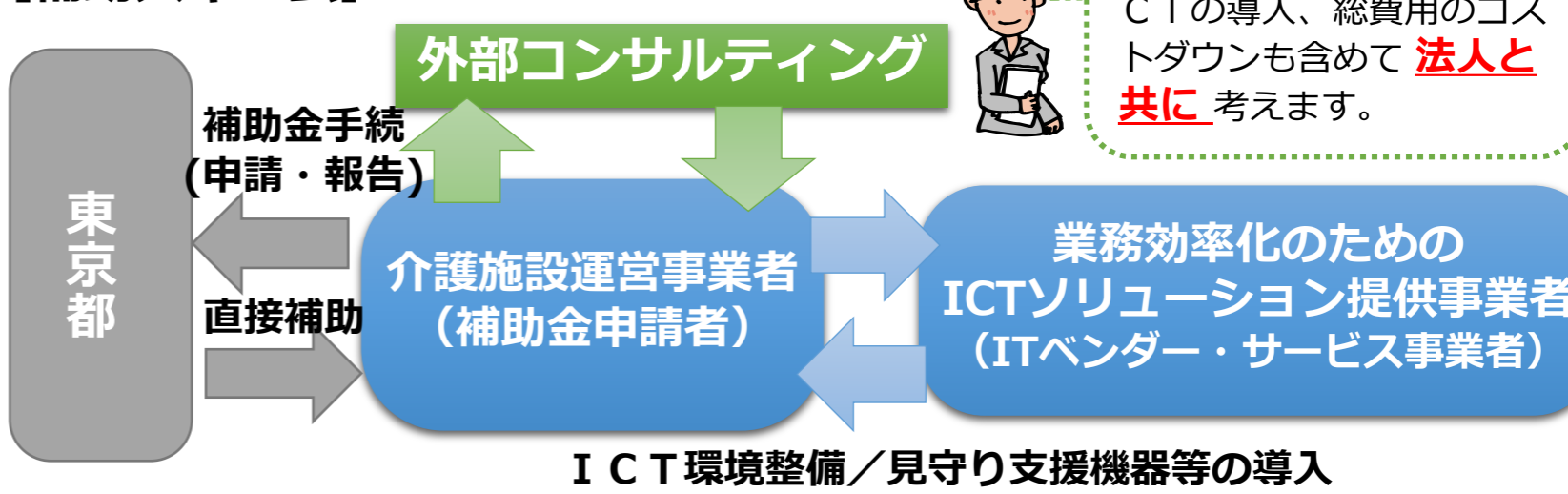
組織管理業務／併設サービス等

財務会計、給与、人事等の組織管理業務システムや併設サービス、連携医療機関等との情報共有

申請・導入の流れ

- ① ICTを活用した業務改善計画を検討、導入機器等を決定
- ② 要綱に則り業務改善計画書を作成し、協議書を提出（理事会議事録等にて、法人内部の意思決定過程を確認します。）
- ③ 都から内示を受けた翌日以降、法人規定に則り入札等を行い、ICT機器等を契約し、活用（※内示前に契約したものは補助対象外です）
- ④ 内示通知に定める期日までに交付申請書を提出
- ⑤ 工事やコンサルティング、機器等の納品、設置、施工等全てが完了し、令和2年3月末までに支払を終える。
- ⑥ 上記⑤完了後10日以内（遅くとも令和2年4月10日まで）に実績報告書を提出

【補助スキーム】



法人の目指す業務改善実現のため、各施設に最適なICTの導入、総費用のコストダウンも含めて **法人と共に** 考えます。

補助単価

※ 加算単価のみの補助申請（組織管理業務、併設サービスのみの業務改善）は不可

対象施設	基本単価 (補助率1/2)	加算単価 (補助率1/2)
特別養護老人ホーム	1施設当たり 20,000千円 (1法人当たり40,000千円上限)	1法人当たり3,000千円
介護老人保健施設	1施設当たり 20,000千円 (1法人当たり40,000千円上限)	1法人当たり3,000千円
認知症高齢者グループホーム	1施設当たり 5,000千円 (1法人当たり20,000千円上限)	1法人当たり1,000千円
補助対象	利用者処遇業務の効率化に資するICT機器の導入等	ICT機器等導入前後のコンサルティング 組織管理業務の効率化、併設サービス等におけるICT機器の導入等

● 補助対象経費

通信環境整備や見守り支援機器等の導入に必要な工事請負費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及賃借料

● 補助対象外経費

インターネット回線使用料等の通信費、振込手数料、分割手数料（金利）、消費税、その他事業の目的に照らし適当と認められないもの

【問合せ先】
 高齢社会対策部施設支援課
 ※施設種別ごとに、お電話願います。

要綱等事業詳細は施設支援課HPにてご確認ください。
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/ict.html>

特養 03-5320-4265
 老健 03-5320-4266
 GH 03-5320-4252